

事務連絡
令和2年6月16日

指定介護保険サービス

(通所・短期入所等) 事業者 各位

西宮市法人指導課
西宮市介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて(第12報)に係るQ&Aについて

平素は本市介護保険運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」(令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)が発出されましたが、その取扱いに係る当市Q&Aを別添の通り取りまとめましたので、本事務連絡を確認の上、運用頂きますようお願い致します。

【問い合わせ】

西宮市介護保険課

電話：0798-35-3048

西宮市法人指導課

電話：0798-35-3082

Q1 「利用者から事前の同意」とは、いつまでに必要か。

A1 給付費請求前（担当ケアマネジャーに対しサービス提供票（実績）を提出するまで）、かつ、サービス提供月の翌月 10 日までに同意を得ることが必要です。なお、利用者が同意するか否かについて検討する時間を設けることで後のトラブルを回避する観点より、以下の手順が望ましいと考えますが、必ずしもこの手順に拘束されるものではなく、説明と同意が同時であっても差し支えありません。

〔手順〕

1. サービス提供前：利用者等に当該取扱いについて説明する
2. 月末もしくはサービス提供翌月の 10 日まで：利用者等に対し請求（予定）額を提示して同意を得る
3. 給付費を請求（ケアマネジャーへサービス提供票（実績）を提出）する

Q2 同意を数ヶ月に渡って得ることはできるか。

A2 サービスを提供する各月に同意を得る必要があります。同意を得る時点については、A1 をご確認ください。

Q3 月の途中で利用者からの同意を得た場合、同意日以降のみの適用か。

A3 同一月内であれば遡りは可能です。例として、6 月 15 日に「6 月 1 日から末日までのサービス提供にかかる報酬請求について」の同意を得ている場合、6 月 1 日からの適用が可能です。

Q4 同意があれば月を遡って適用可能か。

A4 月を遡ることはできません。なお、適用は 6 月利用分からのみであり、5 月以前のものとは当該取扱いの対象外となります。

Q5 算定可能な期間はいつまでか。

A5 現段階では決まっておりません。利用者への新型コロナウイルスの感染リスクを踏まえ、引き続き感染拡大防止のための対応が必要と判断し、実際に感染拡大防止の対応を継続した場合には、当該通知に従って請求することが可能です。その際には、当該利用者に対し、感染拡大防止のための対応継続が必要と判断した理由を、支援経過記録等に記載しておくことが望ましいです。

Q6 区分支給限度基準額の取り扱いに変更はないとあるが、区分支給限度基準額を超過しても算定可能か。また、その場合は利用者の10割負担となるのか。

A6 超過した分についても算定可能です。超過分については利用者の10割負担となります。ただし、基準額を超えないよう、今回の通知の範囲内で調整することは可能です。その場合は利用者負担も調整後の区分に応じて変更してください。(例えば、最大4回の単位を2区分上げることができる利用者に対し、4回とも上げてしまうことで区分支給限度基準額を超過してしまう場合には、「3回分にする」「1回は1区分だけ上げる」といった対応を行うことができます。)

Q7 2区分上位の報酬区分を算定する場合には、利用者負担も2区分上位となるか。

A7 請求を行う報酬区分と、利用者が負担する区分は同一になります。

Q8 介護予防（予防専門型）の利用者に係る請求についての取り扱いはないのか。

A8 現段階ではありません。